

10 附録

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(令和6年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	ボイラー	167
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	1
5	金属の精製又は鑄造のに供する溶解炉	15
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のに供する加熱炉	49
9	窯業製品の製造のに供する焼成炉及び溶解炉	5
10	無機化学工業製品又は食料品の製造のに供する反応炉及び直火炉	5
11	乾燥炉	23
13	廃棄物焼却炉	2
29	ガスタービン	8
30	ディーゼル機関	58
31	ガス機関	13
施設合計		346
届出工場・事業場数		91

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

(令和6年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	ボイラー	95
5	金属の精製又は鑄造のに供する溶解炉	0
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属製品の熱処理のに供する加熱炉	0
10	焼成炉	9
11	直火炉	1
12	乾燥炉	0
14	廃棄物焼却炉	0
15	付着油処理施設	2
35-ハ	接着テープ又はフィルムの製造のに供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	45
35-ヘ	金属の表面加工のに供する脱脂施設	0
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造のに供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	15
37	輸送用機械器具の製造のに供する塗装用乾燥施設	0
40	鑄造のに供するシェルモールド中子造型施設	24
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	0
45	ウレタンの製造のに供する発泡施設	0
46	接着剤塗布施設	0
施設合計		191
届出工場・事業場数		56

(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(令和6年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	13
3	コンベア	32
4	破碎機・摩砕機	1
5	ふるい	0
施設合計		46
届出工場・事業場数		15

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

① 粉じん発生施設 (令和6年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	4
3	コンベア	43
4	破碎機・粉碎機・摩砕機・研磨機	183
5	ふるい	4
6	打綿機・混打綿機	24
7	チップパー・碎木機	1
8	吹付け塗装機	9
施設合計		268
届出工場・事業場数		45

② 炭化水素系物質発生施設 (令和6年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	原油等貯蔵施設	0
2	ガソリンスタンドのガソリン貯蔵施設	21
施設合計		21
届出工場・事業場数		21

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和6年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

業種等名	事業場数		
	衣浦湾・境川等水域	矢作川水域	合計
畜産農業	5 (0/1)	1 (0/0)	6 (0/1)
食料品製造業	7 (4/4)	3 (2/2)	10 (6/6)
繊維工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
パルプ・紙製造業	2 (2/2)	0 (0/0)	2 (2/2)
化学工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
窯業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
鉄鋼業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
金属機械製造業	38 (12/18)	6 (3/4)	44 (15/22)
浄水施設	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
旅館業	13 (3/5)	1 (0/0)	14 (3/5)
飲食店等	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
洗たく業	23 (0/0)	6 (0/0)	29 (0/0)
病院	1 (0/0)	1 (1/1)	2 (1/1)
自動式車両洗浄施設	52 (1/1)	14 (0/0)	66 (1/1)
試験研究機関	4 (0/1)	0 (0/0)	4 (0/1)
ごみ処理場	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
し尿処理・下水道終末処理施設	5 (4/4)	1 (0/1)	6 (4/5)
指定地域特定施設	29 (4/0)	11 (4/0)	40 (8/0)
その他	16 (3/0)	6 (1/1)	22 (4/1)
合計	199 (33/36)	50 (11/9)	249 (44/45)

()内は、総量規制対象事業場数/上乗せ基準適用事業場数

(6) 特定建設作業の届出件数

(令和6年3月31日現在)

騒音関係係			届出件数	
法	条例	区分	騒音規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	20	1
2	2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	3	さく岩機を使用する作業	348	11
4	4	空気圧縮機を使用する作業	35	1
5	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0
6	-	バックホウを使用する作業	2	—
7	-	トラクターショベルを使用する作業	0	—
8	-	ブルドーザーを使用する作業	0	—
-	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	266
-	7	コンクリートミキサー等を使用する作業	—	261
-	8	コンクリートカッターを使用する作業	—	385
-	9	ブルドーザー等を使用する作業	—	925
-	10	ロードローラー等を使用する作業	—	543
合 計			405	2,393

(令和6年3月31日現在)

振動関係係			届出件数	
法	条例	区分	振動規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	29	0
2	2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
3	3	舗装版破砕機を使用する作業	1	1
4	4	ブレーカーを使用する作業	296	12
合 計			326	13

(7) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況

① 騒音発生施設

(令和6年3月31日現在)

騒音発生施設の種類		騒音発生施設設置工場等数	騒音発生施設総数
1	金属加工機械	141	1741
2	空気圧縮機及び冷凍機	348	4132
3	土石用破砕機等	7	14
4	織機	28	798
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	122
8	抄紙機	0	2
9	印刷機械	13	8
10	合成樹脂用射出成型機	17	336
11	鋳型製造機	0	14
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	34	81
13	送風機及び排風機	67	1545
14	走行クレーン	8	92
15	洗びん機	2	6
16	真空ポンプ	0	108
合 計		710	9,004

② 振動発生施設

(令和6年3月31日現在)

振動発生施設の種類		振動発生施設設置工場等数	振動発生施設総数
1	金属加工機械	125	2,035
2	圧縮機及び冷凍機	279	3,592
3	土石用破砕機等	10	43
4	織機	30	370
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	0
7	印刷機械	5	52
8	ゴム練用ロール機等	2	18
9	合成樹脂用射出成形機	19	838
10	鋳型造型機	4	84
11	穀物用製粉機	0	0
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	31	92
13	送風機及び排風機	102	2,173
合 計		609	9,303

(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	166	1222
2	空気圧縮機等	266	2040
3	土石用破砕機等	9	14
4	織機	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	126
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	12	51
10	合成樹脂用射出成形機	28	303
11	鋳型造型機	0	17
合 計		554	4,575

(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	146	1925
2	圧縮機	205	1007
3	土石用破砕機等	12	42
4	織機	30	360
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	2
7	印刷機械	6	52
8	ゴム練用ロール機等	2	25
9	合成樹脂用射出成形機	30	908
10	鋳型造型機	3	63
合 計		436	4,390

(10) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況

(令和6年3月31日現在)

悪 臭 関 係 業 種		届 出 件 数
1 畜産農業	イ 豚房施設	2
	ロ 牛房施設	4
	ハ 鶏飼育	2
	ニ うずら飼育	0
	小 計	8
2 飼料・肥料製造業		0
3 コーンスターチ製造業		0
4 レーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		0
6 セロファン製造業		0
7 ゴム製品製造業		1
8 石油化学工業		0
9 石油精製業		0
10 製鉄業		0
11 鋳物製造業		0
12 化製場		0
13 し尿処理施設		1
14 ごみ処理場		3
15 終末処理場		0
合 計		13

(11) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票を交付し、犬の登録と注射歴の管理を行う。

狂犬病予防注射は、委託動物病院のほか年1回、4月に市内の各町内会・公民館等で狂犬病予防集合注射を実施している。

(単位：頭)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
総登録頭数	9,483	9,278	9,129	8,961	8,866
新規登録頭数	683	690	706	556	600
注射頭数	8,386	8,070	8,190	7,797	7,728
注射猶予頭数	227	218	210	267	269
接種率	90.60%	89.07%	91.83%	89.68%	89.89%

※接種率は総登録頭数から注射猶予頭数を差し引いて計算した割合

《事業のあゆみ》

昭和25年 平成6年 平成12年 平成28年	狂犬病予防法 公布・施行 狂犬病予防法の改正に伴い、飼い犬の登録が生涯1回に改正。 狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付事務が県から市に移管。 狂犬病予防事業が、健康推進課から環境都市推進課に事務移管。
---------------------------------	--

(12) 防疫活動事業

町内会に対し、衛生害虫防除のための薬剤配布（油剤・発泡錠剤）及び二兼機の貸出しを行う。

区 分		R1	R2	R3	R4	R5
動力二兼機	貸出町内会数	11	10	13	9	6
	保有町内会数	19	17	15	8	8
油剤配布数		47	52	15	17	4
発泡錠剤配布数		8, 119	6, 919	6, 833	8, 577	7, 912

《事業のあゆみ》

平成28年 平成29年	防疫活動事業の一部を健康推進課から環境都市推進課に事務移管。 衛生委員設置規則に基づく衛生委員を廃止。(健康推進課)
----------------	--

(13) 市営霊園管理事業

市内 3 霊園の墓所の募集受付及び墓園管理を行う。

霊園名	所 在 地	区画数	開始年
安城霊園	安城市北山崎町柳原 44 番地 1	1, 576 区画	昭和 28 年
橋目霊園	安城市橋目町宮東 199 番地	1, 315 区画	昭和 49 年
多門霊園	安城市安城町多門 55 番地 4	1, 071 区画	昭和 62 年

墓所申込み及び墓所返還数

霊園名	区分	R3	R4	R5
安城霊園	申込み	3	4	4
	返 還	11	16	13
橋目霊園	申込み	8	10	3
	返 還	5	11	2
多門霊園	申込み	2	6	1
	返 還	4	8	8
合 計	申込み	13	20	8
	返 還	20	35	23

《事業のあゆみ》

平成 5 年	多門墓地 1 1 2 区画貸付
平成 7 年	橋目墓園拡張工事（1 0 3 区画増設）
平成 8 年	多門墓園拡張工事（4 3 7 区画増設）
〃	安城市霊園の設置及び管理に関する条例公布・施行 ※墓園を霊園に改称（橋目霊園、多門霊園）
平成 1 1 年	旧斎場業務終了・解体（安城霊園内 北山崎町）
平成 2 4 年	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可権限が県から市に移譲。
平成 2 8 年	市営霊園管理業務及び墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可事務が健康推進課から環境都市推進課に事務移管。
〃	橋目墓園拡張工事（3 5 4 区画増設）

(14) さわやかマナー推進事業

条例に規定する6つのマナーの啓発をし、快適で安全な生活環境の形成を図る。登録活動団体への啓発品の配布及び路上喫煙禁止区域のある主要3駅エリア関係者及びさわやかマナー活動団体からさわやかマナー推進員を委嘱し、意見聴取も実施。

《事業のあゆみ》

平成27年 4月1日	さわやかマナーまちづくり条例施行
平成27年10月1日	路上喫煙禁止区域指定（JR安城駅・名鉄新安城駅）
平成28年10月1日	路上喫煙禁止区域指定（JR三河安城駅（在来線・新幹線））
令和 4年 4月1日	路上喫煙禁止区域指定変更（名鉄新安城駅北口の区域を拡大）